

議案第6号

愛西市国民健康保険条例の一部改正について

愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、健康保険法施行令の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「42万円」を「48万8,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該出産が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産に該当すると市長が認めるときは、これに1万2,000円を加算した額を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。